ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.10/2568
เรื่อง การยื่นคำขอยกเลิกบัตรส่งเสริมด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์ (e-Cancellation)

投資委員会事務局布告
第 Por.10/2568 号
件名：電子システム（e-Cancellation）による奨励証書の取消申請

奨励証書の取消を迅速かつ効率的にするために被奨励者に対して便宜を図るため、

投資奨励委員会より委任を受けた投資委員会事務局は、仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条および第 13 条の権限に基づき電子システムによる奨励証書の取消申請（e-Cancellation）を以下のように発布する。

第 1 項　本布告は奨励証書の取消申請を希望する、仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法に基づく被奨励者に適用する。

第 2 項　事務局は 2026 年 2 月 1 日より電子システムによる奨励証書の取消システム（e-Cancellation）を開始し、2026 年 1 月 31 日以降従来の書面での奨励証書の取消のサービス提供を廃止する。

第 3 項　仏暦 2544 年（2001 年）電子取引法およびその改定増補、仏暦 2562 年（2019 年）サイバーセキュリティ法およびその改定増補、仏暦 2565 年（2022 年）電子公務執行法およびその改定増補は電子システムによる奨励証書の取消申請（e-Cancellation）の提出に準用される。

発布日：仏暦 2568 年（2025 年）12 月 25 日

ナリット・テートサティーラサック
（ナリット・テートサティーラサック）
投資委員会長官